附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

三　食品缶詰の表示に関する公正競争規約（昭和四十三年公正取引委員会告示第五十九号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、食品缶詰の表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、食品缶詰の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、食品缶詰業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（必要な表示事項）	（必要な表示事項）
第３条　事業者は、食品缶詰（輸入食品缶詰は除く。）の容器又は包装に、次の表に掲げる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で外部から見易い場所に明りょうに表示しなければならない。	**第３条**　事業者は、食品缶詰（輸入食品缶詰は除く。）の容器又は包装に、次の表にかかげる事項をそれぞれの基準に従い、邦文で外部から見易い場所に明瞭に表示しなければならない。

事　項	基　準
１・２（略）	（略）
３　原料の配合の割合	⑴・⑵　（略） ⑶　前二項で定める以外のものであって、原材料の配合割合を表示するものにあっては、規則で定める基準に従って示すこと。
４～７（略）	（略）

事　項	基　準
１・２（略）	（略）
３　原料の配合の割合	⑴・⑵　（略） ⑶　前２項で定める以外のものであって、原材料の配合割合を表示するものにあっては、規則で定める基準に従って示すこと。
４～７（略）	（略）

変　更　後	変　更　前
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第11条　（略）	**第11条**　（略）
２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
３　公正取引協議会は、前条第３項及び前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項及び本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（施行規則の制定）	（施行規則の制定）
第13条　（略）	**第13条**　（略）
２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

四　はちみつ類の表示に関する公正競争規約（昭和四十四年公正取引委員会告示第五十六号）の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、はちみつ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第１項の規定に基づき、はちみつ類の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。
（規則で定める必要表示事項等）	（規則で定める必要表示事項等）
第５条　社団法人全国はちみつ公正取引協議会は、第１条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。	**第５条**　社団法人全国はちみつ公正取引協議会は、第１条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、前２条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を規則により定めることができる。
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第10条　（略）	**第10条**　（略）
２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。	２　公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
３　公正取引協議会は、前条第３項又は前二項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。	３　公正取引協議会は、前条第３項又は本条第１項若しくは第２項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。
（施行規則の制定）	（施行規則の制定）
第11条　（略）	**第11条**　（略）
２　前項の規則を設定し、又は変更するときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を設定し、又は変更するときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。